

(仮称) 島根風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成30年3月

合同会社 NWE-09 インベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成30年2月9日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年2月9日（金）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した（別紙1参照）。

- ・山陰中央新報
- ・朝日新聞（大阪本社版及び島根全県版）
- ・読売新聞（大阪本社版及び島根全県版）

※平成30年2月13日（火）、14日（水）及び17日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ（別紙2参照）

以下の広報誌によるお知らせを実施した。

- ・広報はまだ2月号

③ 事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトに情報を掲載した。

- ・当社のホームページ（別紙3参照）

<http://nwe-09-wind.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・浜田市役所環境課
（島根県浜田市殿町1番地）
- ・浜田市役所金城支所
（島根県浜田市金城町下来原171番地）
- ・浜田市役所弥栄支所
（島根県浜田市弥栄町長安本郷542番地1）

②インターネットの利用による公表

- ・当社のホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した（別紙3参照）。

(4) 縦覧期間

平成30年2月9日（火）から平成30年3月12日（月）までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は111名であった。

（内訳） 浜田市役所環境課 2名

浜田市役所金城支所 5名

浜田市役所弥栄支所 104名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った（別紙1参照）。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成30年2月13日（火） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市石見公民館 長見分館（島根県浜田市長見町956-2）
- ・ 来場者数：9名

- ・ 開催日時：平成30年2月14日（水） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市弥栄会館（島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1）
- ・ 来場者数：23名

- ・ 開催日時：平成30年2月17日（土） 18時30分から19時30分
- ・ 開催場所：浜田市みどり会館大集会室（浜田市金城町下来原171番地）
- ・ 来場者数：26名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月9日（火）から平成30年3月26日（月）までの間
（縦覧期間及びその後14日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙4参照）。

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は110通であり、意見総数は165件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は165件であった。それに対する当社の見解は第2-1表のとおりである。

第2-1表 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観が台無し。 ・騒音も国の基準内と言われているが、蚊の羽音レベルでも不快に感じる。騒音を出す物は設置しないしてほしい。 ・低周波についても基準内で健康レベルに問題ないとのことだが本当か。何年後かに健康被害出ることが絶対はないのか。 <p>もし風車が建設された場合、故障した時、風車による売電事業を辞める場合、原状復帰するのか。</p>	<p>景観については、文献調査、現地での写真撮影等を行い、十分な現況把握を行います。また、その結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、修理費用、撤去費用も事業計画に含み計画しております。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>環境に多大な影響が生じると考えられる。特に北風を受けての音と電磁波が発生して、生物にとって住みにくくなる。</p> <p>特に、弥栄の玄関口に立地することから断固反対致します。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>なぜ上野坂が騒音、振動、低周波調査位置になっていないのでしょうか（影響がないからでしょうか）</p> <p>上野坂集落を調査地点に追加していただくよう要望します。野坂全体お願いします。よろしくをお願いします。</p>	<p>上野坂集落よりも影響が大きいと考えられる地点（騒音3）において騒音・低周波音の現地調査を行い、それを元に将来の影響を予測し、国が公表している基準等と照らし合わせて影響の程度の把握を進めるからです。そして、その結果を環境影響評価準備書として作成し、皆様にご説明する予定です。</p>

(意見書4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<ul style="list-style-type: none"> ・何故、130mローター直径を採用するのか。もっと小さくてもいいのでは。 ・騒音・低周波音の調査は、2季、各3日間とされているが、何故か。せめて、4季、各7日間にならないのか。台風の影響が一番大きいと思うので、その日に調査をしてもらいたい。 ・建設工事の騒音の調査は、平日の昼間1回とさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の採算性を総合的に考慮して、130mローター直径を採用するからです。環境への影響を可能な限り回避または低減するため、最新機種の採用します。 ・風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル（環境省、平成29年5月）を参考に、年間の代表的な風況における残留騒音が把握できる2季と

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>れているが何故か。せめて、4 季各 7 日間にならないか。</p>	<p>しました。また、同マニュアルを参考に、3 日間の測定を実施することとしました。なお、台風時のように風速が大きくなる場合は、風力発電機は安全のため自動停止しますので、騒音・低周波音の影響はないと考えております。</p> <p>・建設工事の騒音については、騒音に係る環境基準の評価マニュアル（環境省、平成 27 年 10 月）に基づき、1 年を代表すると考えられる 1 日としました。</p>
--	--------------------------------------	---

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<ul style="list-style-type: none"> ・島根風力発電により自然保護がなくなる。 ・電波による人間のからだに害が出ないか。 	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>電波については、風車からは特段に大きな電波は発生しないため、人間の体への影響はないと考えております。</p>

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>今日の目の前の山、浅間山、漁山、十国山ともいうこの山に東京タワーの約半分の高さ 150m の強大な発電用風車が計画されています。弥畝山ですすでに稼働している 29 基のロータ直径 75m・発電出力 45,000kW 計画中の発電風車は、12 基で発電出力が 54,000kW 数は弥畝山の半分以下ですが、風車の直径は約 2 倍発電出力は弥畝山以上です。20 年 30 年と続く騒音・振動・低周波音等人体への悪影響が予想されます。</p> <p>この様な施設がなぜ弥栄地域に必要なのでしょうか。今の静かで、みどり豊かな自然環境を次の世代につなぐ為にも今回の計画には反対です。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>弥栄地域を選定した理由としては、風況が良いことから弥栄を含めた区域を候補地として選定いたしました。ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>風車の建設は絶対に反対いたします。弥畝や江津ではすでに深刻な健康被害が出ており、弥畝の友人も苦しんでいます。引越した方も大勢います。</p> <p>私は重度の化学物質過敏症で、町部ではくらすせず、10 年ほど前に弥栄へ来て家を建てて住んでいます。風車による健康被害が出て他へ出て行くことは出来ず、他の方々のようによそへ泊まる事も避難する事も出来ません。</p> <p>これからも弥栄でくらすために、風車は絶対に建てないで下さい。住む場所や生活を破壊しないで下さい。風車が引きおこす低周波による人体への被害をもっと考慮して下さい。現に風車のために深刻な健康被害をうけて、住居を失っている友人、知人達のためにも反対します。山奥にも大勢の人が住んでいます。もっと声を聞いてください。</p> <p>江津や弥畝の風車もとめてほしいぐらいです。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>建設反対の理由を以下に書きました。 弥畝山の風力発電の運転が始まり日が浅いです</p>	<p>ツキノワグマ等の大型野生動物についても、野外調査を実施し、その生息状況を記録いたします</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	が、既に低周波音による健康被害が聞かれます。更に弥栄町北部に大型風車が林立した時の住民への騒音による健康被害や大型野生動物への影響考えると非常に恐ろしいものがあります。	す。その結果を踏まえ、事業による影響の程度について適切に予測及び評価してまいります。
9	<p>弥栄は絶滅危惧種のクマタカが生息する町です。</p> <p>クマタカは周知のとおり環境変化に非常に敏感な鳥です。風車の建設工事、また建設後の風車の回転によるバードストライクが強く心配されます。</p> <p>貴重な種の鳥が残っている事こそ、弥栄の宝であり誇りです。風車を長期運用する事による環境への悪影響は、はかり知れないものがあります。</p>	クマタカについては、方法書にも示したとおり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)に記載された内容に準じ、適切な期間及び方法で現地調査を実施して、まずは対象事業実施区域及びその周囲におけるクマタカの生息状況を的確に把握いたします。また、それらの結果を踏まえ、例えばバードストライクについては年間予測衝突数を算出し、定量的な予測を実施して、影響を評価してまいります。

(意見書9)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>何故、弥栄なのか。弥栄に必要な(絶対的な)理由は何か。</p> <p>低周波問題。人家との距離が近いのでは。</p>	<p>風況が良いことから弥栄を含めた区域を候補地として選定しました。</p> <p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書10)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>風力発電が建設され、立ち並ぶ事に反対です。住居に近隣すぎ、低周波による騒音被害、又、健康被害がとても心配です。</p> <p>そしてこの住みなれた美しい景観が損われる事も嫌です。365日、いや何年何十年とその騒音と付き合っていくのは到底無理です。</p> <p>環境エネルギーにとっては良い事かも知れませんが、私達近隣に住む者にとってメリットは何もないと思います。</p>	<p>ご理解が得られるよう、景観、騒音、低周波音等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書11)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>住居に近く、騒音に不安があります。</p> <p>現在弥栄町にある風車でも騒音があり、迷惑している話を聞きます。</p> <p>より近くに建設予定の、今回の風車は、音がそれだけ大きくなると思います。</p> <p>建設は中止して下さいようお願いします。弥栄町にとってメリットはないと思います。</p>	<p>ご理解が得られるよう、騒音・超低周波音の影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書12)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>風向により風車の音がすごいかもしれないし、台風で羽根が壊れて飛んだりしても困る。</p> <p>また、低周波によって体調が変になっても困る。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	今でも少し風がきつい時等は山がゴーゴーとうなる位の音がするのに風車の音が風向によりすごかったりすると地元としては体に影響するので困る。 低周波の影響も出ないとも云えないのでそれも困る。	騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	風車が出来る騒音などに悩まされる事はないか？	国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	現在できている風力発電のため、眠っている時、頭の奥底で機械の音がずっとして、眠れず、気分が悪くなり吐き気をもよおしていました。そのため、民家近くにできるとなると、ずっとその状況が続くので日常たえられません。反対です。	騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

(意見 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	音が気になると聞きました。 設置に反対します。	騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	音が大きくて夜ねれないと思う。	騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。

(意見 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	①近すぎて音がうるさい ②家に近すぎる ③大雨が降って水害になる ④山に石ころが多い	ご理解が得られるよう、騒音、水質等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	・騒音・低周波音の健康被害について 騒音により頭痛、めまい、不眠などがおこるのではないかという不安。小さい子供もいるので将来に影響が出てくるのではないか。 ・幼いころから育ってきた場所にこのような機械が立つのは考えられない。工事のために森林を破	ご理解が得られるよう、騒音、景観等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。 また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>壊してしまうのは良くないことだと思う。美しい景観が変わってしまうのは受け入れられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山に住んでいる動物の住み家がなくなってしまう。→町中への動物被害の心配 ・十何年後に使い終わった機械はどうするのか。→ゴミの山になってしまう。 ・健康被害が出てしまうと助けてくれる人はいるのか？自分たちの居場所までなくなってしまう。最終的にはここに居られなくなってしまうのではないかという不安。 <p>ますます人口低下、住みたいと思ってくれる人がいなくなってしまう。</p>	<p>いたします。</p> <p>使用後の風力発電機については、撤去することを考えています。撤去費用も事業計画に含んでおります。</p>
--	---	--

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>南方より風を切り、西方より風を切り自然の空気がそこなわれ人体に影響はないのか伺って見ます。</p> <p>これは別の意見ですがテレビ電波妨害はないのか。ケーブルではなく（アンテナ）の為。</p>	<p>本事業により、自然の空気が大きく変化することではなく、人体に影響を与えることはないと考えています。</p> <p>また、事業実施にあたり電波障害に関する問題が発生した場合は、その状況に応じた適切な受信対策を検討いたします。</p>

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	騒音等よくわからない。	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討いたします。また、説明会を開催するなどして、説明してまいります。</p>

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>低周波は本当に大丈夫なのでしょう？</p> <p>基準内といっても体に絶対影響ないと言い切れるのでしょうか？</p> <p>わからないものは設置してほしくない。</p> <p>弥栄に風車はいらない</p>	<p>低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>低周波が気になる</p> <p>弥栄にこれ以上風車はいらない</p>	<p>低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>騒音や低周波がこわい</p> <p>建設を止めて</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>漁山の頂上から 1km～1.5km に住む野坂上地区の者です。私の家は 1km くらいで漁山のすぐ下です。過去に何度も大雨により災害が起きた地区です。工事により自然が破壊され大災害が懸念されます。風車の稼働による騒音、低周波音の心配、動・植物の生態系の変化で、里にクマ、イノシシ、シカ等が出て、農作物、人間に害をおよぼすこととなります。</p> <p>風車の耐用年数後の構造物の処理は、どうされますか？</p> <p>環境に影響があることから自然豊かな弥栄に風車の建設は中止してほしいです。野坂地区でぜひ説明会を開いてほしい。</p>	<p>ご理解が得られるよう、騒音・低周波音、動物・植物・生態系等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>耐用年数後の構造物は、撤去することを考えています。</p> <p>野坂地区での説明会の開催については、今後、説明会を開催する際に検討いたします。</p>

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>騒音・振動の影響。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>なお、風力発電機から発生する振動による影響はほとんどないと考えております。</p>

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>デメリットとして、「発電量が安定しない」「風車から出る低周波音や機械音で周囲に騒音を与える可能性がある」「ブレード部分に鳥が巻き込まれてしまう」などが挙げられます。</p> <p>少なからず、新しい事をするのにはそれなりのデメリットがあると思います。事業案を拝見しましたが、風力発電のメリット、デメリットというよりも、風力発電を作ることによつての、弥栄地区の環境破壊が目に見えた事業案だと感じました。風力発電を運ぶための道路設備のための森林伐採や現在ある道路の悪化（重いものを運ぶため道路が悪くなる）などが挙げられます。風力発電を作るのであれば、こういったところの対応などにも配慮して、地域住民への説明を果たし、賛同を得た後に事業案を進めてほしかった。</p> <p>しかし、貴社は地域への説明責任を果たさないまま事業を進めておられる。地域住民ではないが、地域に勤めるものとして、こういった形で事業案が進められるのは、遺憾である。</p>	<p>ご理解が得られるよう、騒音・超低周波音、動物・植物等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、今後も随時説明会を開催し、皆様のご理解を得られるような事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>低周波音について心配です。</p> <p>江津の風車設置の地域にお住いの方が風車が廻っている時には体調が悪くなり、風車が止まると体調が改善されるという話を聞きます。やはり低周波音が影響しているのではないのでしょうか。又、山に住む動物達が異状を感じ里に移動して来たとしても人は簡単に住まいを移動する事は出来ませ</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	ん。本当に影響が無いと言えるのでしょうか。山をわざわざ崩さなくても平坦地で設置コストのわからない所にしてもらいたいです。	
--	--	--

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への問題が完全に解決するまでは不安である。 ・風車が建っている周辺は野生動物が里へ出るようになると思うので田・畑への影響が心配である。 	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<ul style="list-style-type: none"> ・山を切り崩す為 自然破壊になる ・動物がおりて来てこまる ・1回自然を崩すともとはもどらない 	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>私自身、現場に行った事もなくどんな様子かも分からないですけれど、晩は明りがついたり音がしたりすると思いますが、山の動物達がどうしても里に下りてくるのではないかと思います。そうすれば田園野菜等の害が有ると思います。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>山を切り開いてまで、作業道をつけてほしくない。雨等による災害が増加する。</p> <p>電磁波による健康的な被害がないのか。とても気になる。</p> <p>発電した電気は、どこで使用されるのか？地元では還元されないのか？</p> <p>よって反対します。</p>	<p>作業道は極力、既設道路を活用することにより、可能な限り改変面積を小さくします。</p> <p>電磁波については、風力事業における電磁波は、一般環境におけるものと変わらないため、健康被害はないと考えております。</p> <p>発電した電気は中国電力が買い取ります。</p> <p>地元住民へのメリットとして、地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>過去のデータがない</p> <ul style="list-style-type: none"> ①羽根の音による生物（人間も含む）への影響 ②日中の羽根の影のちらつき ③夜間の明かりの点滅による動物への影響 ④山地工事による水・生態系がくずれる事への影響 ⑤電磁波がおよぼす生物への影響 	<p>ご理解が得られるよう、騒音、風車の影（シャドーフリッカー）、動物・生態系、水質等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>なお、風力事業における電磁波は、一般環境におけるものと変わらないと考えておりますので、生物へ影響はないと考えております。</p>
35	<p>自然の風景が風車によってくずれる。</p> <p>この地域の電力は現在でまにあってる。本当に必要な場所で発電すれば、電線を通して放電するロスも少ないのでは？</p>	<p>景観については、文献調査、現地での写真撮影等を行い、十分な現況把握を行います。また、その結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>都会で消費する電力のしわよせをなぜ、田舎で受けなくてはいけないのか？ 原発と同じ事が言える。責任は企業がもつのか、消費者が持つのか、国が持つのか、そこをはっきりして頂きたい。 節電は、まだまだできる。企業のもうけ主義で、住民をまきこむのは、まちがっている。 ぜひ中止してもらいたい。</p>	<p>本事業に関する責任は、弊社となります。ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>
--	---	---

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>浅間山に風車を建てる事に反対する。なぜなら山の山頂とあまりにも近くて音がうるさいので夜間寝るのに邪魔 虫や獣がふもとにおりてくる。 農作物に害がふえる</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
37	<p>風車を建てる事により、我われ住民にメリットがあるのでしょうか？</p>	<p>地元住民へのメリットとして、地域の雇用創出や祭事等に貢献してまいります。</p>

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>計画にある十国山の下集落で環境の面、弊害が大と思われ、反対する者です。 害あり利なし</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>・環境破壊が行われ、自然が消えてしまう。生態系が崩れ、動物による被害が増える。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
40	<p>・風車の低周波、強風時の高周波が人体へどんな影響を及ぼすのか怖い。子供の成長が心配。 ・風車を人、動物のいる地に作るべきではない。安全性がはっきりしているなら風の強い東京沿岸でも問題ないはず。</p>	<p>騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	<p>自然破壊により、野生動物の生息域が減少し、クマや猪、猿などが人里に降りて来る可能性が上がる。それによって田畑を荒らされたり、人が襲われる危険性がある為反対です。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、ツキノワグマやイノシシ等の野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
42	<p>風力発電はクリーンなイメージがあるが、いざ</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>風車を建てるとなると山を削り、環境を壊し、景観を損ねることになる。それでは本末転倒だと思う。風力発電自体の発電量も少なく、大量に建てなければいけないということも大きなデメリットだと思った。(コスト面)</p>	<p>限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>
--	---	-------------------------------------

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>浜田市金城町から弥栄町にかけての弥畝山一帯に風力発電施設が建設され現在稼働しています。私は弥栄町で生まれ育ち、35年間浜田市と弥栄町を毎日通っています。現在58才になりますが、風車ができる以前は熊を見ることはありませんでした。</p> <p>弥畝の風車できてから私は車の前を横切る熊を4度見ました。突然現れた巨大な風車はその音とともに動物にとって脅威としか思えないでしょう。今回新たに建設されようとしている漁山から唐倉山に至る一帯も野生動物の密度が高いところ。動物を山から追い出せば、たちまち人里で衝突がおこります。田舎には田舎の存在価値があり自然はその最たるものです。</p> <p>風車の音のみでなく、大きな風車を運ぶために設ける道路工事は、近年の降雨に対し水害対策は万全とは思えません。</p> <p>弥畝山は近隣の里で捕獲された熊の放逐場所でもありました。</p> <p>熊と遭遇した私の経験は風車の影響であると確信しています。</p> <p>電力需要は頭打ちの状態にある中で、このような計画をすすめる必要はあるのでしょうか。</p> <p>自然エネルギーなどと、環境に優しい印象を与えていますが、実体は自然破壊エネルギーという名称がより正確と思っています。</p> <p>今回のこの計画に断固反対します。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	<p>まず環境破壊による、生態系の変化！ 各種動物が環境変化により今までとは違う環境におかれる！ それにより、熊、イノシシなどが里に出てくる可能性が高まり、人及び農作物に被害が及ぶ事が否めません！</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
45	<p>また、聞く所によると、ある風力発電においては、近隣の住民が低周波の影響にて、睡眠不足になったという例を聞いています。 ※以上の事により、弥栄での風力発電は絶対反対します。以上</p>	<p>低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	風車を設置すると山からけものが降りて来ると聞いたし、何のメリットも感じられない。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	電磁波が出るのでしょうか 山をあまり切り開くと動物達の住む場所もなくなり町場に出てきてかわいそうな事。 山を切ったための水が出て土砂災害の問題、水がなくなるのではないかと心配。 風力発電の振動によって死火山が活火山になったり、木を切る事によって温暖化がひどくなるのではないかといろいろ考えて反対したいと思います。	風力事業における電磁波は、一般環境におけるものと変わらないと考えておりますので、健康被害はないと考えております。 ご理解が得られるよう、動物、水質等の影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	弥栄にはすでに風車があるのに、たてようとするのに対し、反対します。 風車作業による山林破壊は、その時点で環境保全の意味合いから外れると思う。 電力不足でもなく、市街地が主と使用する電力をなぜ山間部が犠牲にならなくてはならないのか。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	・風車を作ることにより木が大量に伐採され、環境に影響が出るのでは？ ・弥栄近隣で電力が不足しているとは聞いたことがないので、現在の電力で足りているのでは？	風力発電設備の設置及び工事計画の策定にあたっては、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる他、樹木の伐採を最小限にすることで、環境影響の回避、低減をはかってまいります。 発電した電力は弥栄地域だけでなく、中国電力管轄内への供給を目的として事業を行います。

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	自然豊かな弥栄に作業道等作ることにより水の流れが変り大雨等で災害が発生する。静かな山を開発することで動物・植物のが変りクマ、イノシシ等里に出て農作物、人に被害をおよぼすことがある。豊かな自然をこわしたくない。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫し、改変される面積を最小化させることや、濁水対策を適切に講じること等により、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	環境破壊のため賛成できません。今予定の風力発電は家からも近い山里から動物が下りて来てこれ以上田畑が荒らされてはこまります。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。
--	--	---

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	緑豊かな自然の景観が損なわれる。動植物に大きな影響を与えるし、貴重な動植物が絶滅する恐れがある。エネルギーの必要性はよくわかっているが、弥栄の魅力は自然の美しさであることが一番。	現地調査を実施し、当該地域の動物、植物、生態系の状況を十分に把握し、専門家等の意見を踏まえたうえで、重大な影響があると判断された場合には、適切な環境保全措置を講じ、影響を回避、低減できるよう努めてまいります。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	自然を壊すことに対し国の基準をクリアしているとはいえ環境が保てるとは思いません。動物の住み家をなくし、田畑被害が増えるので風車は必要ありません。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	風車は反対です。健康被害、動物による田畑への被害。自然への環境被害があると思います。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	風力発電の工事において、イノシシやクマ等の住みかが失われ、今以上に鳥獣害の被害が大きくなると思われるので工事には反対です。これ以上の鳥獣被害は致命的です。もっと住民の意見に耳をかたむけ、工事等を考えてほしい。	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	環境の悪化（野生動物が人里へ）	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に

		努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。
--	--	---

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>ご意見についての見解は以下に示すとおりです。</p> <p>ご意見については要約せず、全文を公開いたします。</p>
58	<p>1. コウモリ類の高高度音声調査において、「専門家等 B」の指示にある「風況観測塔」での調査を行わない理由を述べよ。</p>	<p>現時点では風況観測塔は設置していないため、樹高棒による調査を実施する方針としました。有識者からは、風況観測塔が設置されていない場合には代替手法として本手法を用いるよう助言いただきました。なお、現地調査時までに風況観測塔が設置された場合には音声モニタリング調査を実施いたします。</p>
59	<p>2. 6.2-1 の有識者 A の意見において「越冬洞に人間が立ち入ることは大きなインパクトはないことが分かった。人間の立ち入りによる影響の程度は小さい」と記述されているが、これは記述間違いではないのか？このことが通例化されれば、全国のコウモリ越冬洞でも「何の保護策も必要なし」と捉えかねない。そして、冬眠中のコウモリに対してライトを当てたり、洞内で騒いだりすることも容認されてしまうだろう。きわめて問題の多い発言である。改めて有識者 A に確認をすること。訂正がない限り、この「研究機関の職員」の発言は別の場所でも問題視される。コウモリの研究者は越冬期間の調査について慎重に慎重を重ねて行うものである。</p>	<p>有識者がこれまでの経験や成果等から導かれた内容とのことで、間違いではないことを確認しております。一方で、このようなご意見はありましたが、越冬期間の調査については当然細心の注意を払い調査を実施するよういたします。</p>
60	<p>3. 樹高棒はしなりが多く、自立が困難で折れやすいが、なぜ樹高棒を使用するのか理由を説明すること。</p>	<p>樹高棒（逆目盛検測桿）はしなりがあるため、設置の際には樹木に沿って設置し、マイク部分が樹冠に到達するよういたします。これまでの調査実績では折れたことはなく、長期間（6ヶ月程度）設置したままでも問題なくデータがとれております。</p>
61	<p>4. 樹高棒を使用した各地点のマイク高（m）を記述すること。</p>	<p>詳細については準備書において、各調査地点のマイク高（m）を記載いたしますが、基本的には樹冠の高さ（10m から 15m 程度）となります。</p>
62	<p>5. 樹高棒を樹木に接して設置すると、昆虫や葉のこすれ、風切り音などの雑音が多く混入され、コウモリ類の音声抽出が困難となる。すなわち「コウモリ類の活動量が少ない結果となる」。なぜ林内または林縁の地点を選んだのか理由を説明すること。</p>	<p>使用する予定の機材（SM4batFS）で実際に観測した例では、風切り音や葉のこすれといった雑音は混入しておりません。昆虫の音については樹高棒での事例でも風況観測塔の事例でも観測したことはありますが、コウモリと区別可能であり、コウモリ類の音声データの収集という観点では大きな問題にはならないものと考えております。また、林内や林縁の地点を選定した理由は、風力発電機が設置される場所が樹林地であることによ</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		ります。
63	6. 樹高棒による調査は周囲が開けた伐採地や草地などの場所で行うこと。	風力発電機が設置される可能性があるのは樹林地であり、また、極力風力発電機が設置される環境に近い場所での高空を飛行するコウモリ類の生息状況を把握すべきと考え、地点を選定いたしました。
64	7. 樹高棒による高高度調査を実施する場合は、風力発電機の設置予定範囲で実施すること。	方法書にお示ししたとおり、風力発電機の設置予定範囲で実施する計画としております。
65	8. 高高度調査の期間（春から秋ではなく）を具体的に示すこと。	準備書において、具体的な調査期間を記載いたします。
66	9. 高高度調査は連続した期間で実施すること。	方法書にお示ししたとおり、高々度調査については春から秋にかけて連続観測する計画です。
67	10. 今後もコウモリ類の専門家意見を取り入れ、十分な経験と知識を持った者による適切な調査を実施し、定量的な予測・評価を行うこと。以上。	今後も、引き続きコウモリ類の専門家からの助言を得ながら適切に環境影響評価を進めてまいります。

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価してまいります。
69	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 表「調査、予測及び評価の手法（動物）」をみると、事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、「定量的な予測手法及びマニュアルも存在」する。よってバットストライクの予測は「できる限り定量的」ではなく「必ず定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、具体的数値を示すこと。	現時点ではオーソライズされた定量的に年間予測衝突数を算出する方法は公表されていないものと考えておりますが、国内における最新の科学的知見の収集にも引き続き努めて参ります。
70	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	簡易的にテストした結果から探知距離を整理し、準備書に記載いたします。
71	■自動録音バットディテクターによる調査地点について 方法書によると「音声モニタリング調査地点」は「植生ごと」に設定しているが、以下の理由から不適切である。必ず風車設置予定範囲に設置すること。 ①自動録音バットディテクターによる調査の目的は、「植生（環境類型区分）ごとの生物相調査」ではなく、「風力発電機設置地点におけるコウモリの活動量」を求めるために実施する。 ②同一植生内であっても、コウモリの活動量は場所により異なる。	ご指摘の点につきましては、方法書にお示ししたとおり、風力発電機設置予定範囲において音声モニタリング調査地点を設定しております。コナラ林とスギ・ヒノキ植林にそれぞれ複数の地点を配置しております。
72	■自動録音バットディテクターによる調査について 「音声モニタリング調査（自動録音バットディ	可能な範囲で気象条件についても把握に努め、コウモリ類の活動量との解析をおこないます。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>テクターによる調査)」と同時に、風速、気温、降雨量、霧の有無を記録し、コウモリの活動量との相関を調べること。</p>	
73	<p>■自動録音装置のマイク設置高について ブレードが回転するのは「樹冠より上空」である。よってバットディテクターのマイクは「樹冠付近」ではなく、必ず「樹冠より上」に設置すること。さらにマイクに反射板 (BatHat) をつけて上空方向のみの音声を録音すること。</p>	<p>本事業の音声モニタリング調査に用いるバットディテクターは、方法書 281 ページに記載したとおり、樹高棒の活用では樹冠部 (樹冠より上) に設置する計画です。また、マイクには、反射板をつけて上空方向の音声を録音いたします。</p>
74	<p>■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで毎日録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点がカバーされるよう留意して実施いたします。</p>
75	<p>■自動録音バットディテクターによる調査について 他の事業者による自動録音バットディテクター (SM4BAT など) による調査では、欠測が起きている。欠測が出た場合は、データを補完し、原因を記載すること。</p>	<p>音声モニタリング調査において、欠測が出た場合は、原因について記載いたします。</p>
76	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について述べよ 配慮書への意見に対して、事業者の回答はコピーであり論点がずれているので再度意見する。事業者らは「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか。事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年) に記載されているとおり、以下のように考えております。 回避：行為 (環境影響要因となる事業における行為) の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する (発生させない) こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 引き続き、新たな知見を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない最善の保全措置について検討してまいります。</p>
77	<p>■回避措置 (ライトアップアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしない措置は、昆虫類の誘因を低減することが可能であると考えられることから、ひいてはコウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」と述べたが、「コウモリ類の誘因の程度を低減できるのではないかと考えております」という主張は事業者の主観に過ぎない。「ライトアップアップをしないこと」はコウモリの保全措置として不十分である。</p>	<p>当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております。</p>
78	<p>■回避措置 (ライトアップアップの不使用) について 2 ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」によ</p>	

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>り「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	
79	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しており、これが現時点で唯一の「適切なコウモリ類の保全措置（低減措置）」であることは明白な事実である。</p>	
80	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	
81	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 1 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は可能だ。</p>	
82	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないで（保全措置を先延ばしにして）コウモリを見殺しにしてよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べること。</p>	
83	<p>■「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に多数死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺すな。「コウモリを殺す前」から重点的に調査を行い、「安全側」で「適切な保全措置」を実施すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「安全側」で「適切な保全措置」を検討いたします。</p>
84	<p>■「予測できない」ならば「保全措置をしなくてよいのか」</p>	<p>現時点では、国内において実際に衝突した事例と事前の飛翔頻度や周辺環境等の関係性について解</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>事業者は配慮書への意見に対して「当該地域において、バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えます。そのため、順応的管理の考え方を取り入れ、事後調査の結果及び専門家の意見を踏まえながら、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいりたいと考えております」と回答した。</p>	<p>析された事例はなく、実際の衝突数についての予測は困難であると考えます。</p>
85	<p>1. なぜ調査もしていない段階から、「予測できない」と言い切れるのか？</p>	
86	<p>2. 「予測できない」ならば、事業者は何のために「コウモリの現地調査」をするのか？事後調査ありき、ということを露呈したということか。</p>	<p>上記のとおり予測した結果は現時点では不確実性が高いと考えられることから、バットストライクの事後調査を実施していく考えです。その結果、影響が顕著であった場合に、どのような対策を講じれば効果的であるのかを検討するためには事前のデータが重要な役割を担うと考えます。有識者の意見も踏まえながら、適切に事前調査を実施いたします。</p>
87	<p>3. 「現在の知見で予測できない」、ならば、なおさら重点的な現地調査が必要であろう。予測できるまで、コウモリの調査地点及び調査日数を増やすこと。</p>	<p>方法書に記載した調査手法に基づき、適切に現地調査を実施してまいります。</p>
88	<p>4. 仮に 100 パーセントの確率で予測できない、としても、それがなぜ、「適切な保全措置」を、事後調査の後まで先延ばしにしてよい根拠になるのか。</p>	<p>まずは現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討いたします。</p>
89	<p>5. 「追加的な保全措置を検討する」とあるが、具体的に何をどのように追加し、「コウモリ類への影響の低減を図る」のか詳細を述べよ。</p>	
90	<p>6. 「順応的管理を行う」とあるが、「順応的管理計画」についての具体的目標と中身を詳細に示すこと。行き当たりばったり、という管理計画ではないのか？ 7. 事業者は曖昧な記載をして、「適切な保全措置」をしないつもりではないのか？</p>	<p>まずは現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討いたします。順応的管理の内容についても、もし万が一、顕著な衝突が確認された場合に、実際に起きた衝突事例や衝突が起きた箇所や環境等を踏まえ効果的な内容を検討すべきものであるため、現時点での具体的な想定はお示しできないものと考えます。上述のとおり、適切に対応し、重要なコウモリ類への影響低減をはかってまいり所存です。</p>
91	<p>■コウモリ類の保全措置について 国内では 2010 年からバットストライクが報告されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、その後各地で報告がされている。また、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「国内でコウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。</p>	<p>現地調査を実施し、その結果や有識者の助言、最新の科学的知見を総合的に判断し、環境保全措置を検討いたします。</p>
92	<p>■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>環境保全措置については上述のとおり適切に検討してまいります。また、事後調査は、最新の科学的知見や有識者の助言を参考にし計画いたします。</p>
93	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p>	<p>頂いたご意見は要約せず、全文を公開いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	事業者見解には、意見書を全文公開すること。	
--	-----------------------	--

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	環境影響評価方法書とは何か？自然を破壊する。道を作ると泥水が川に流れる。弥畝山の風車がいい例である。景観をそこなう。民家に近すぎる。民家と山の高低差がない。音がうるさい。風車で弥栄町を囲むことにある。メリットなし、デメリット無限。I ターン、U ターン者がいなくなる。弥栄町が消滅する。風車反対。	ご理解が得られるよう、水質、景観、騒音等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	四年前、弥栄町三里地区に 29 機の風車が完成し、我々自治会としても将来への観光資源の一つになるのではと、期待をして毎日遠く目に、夜は避雷針の灯を夜景のごとく見て来ました。しかし、昨年 7 月 4 日未明の浜田を中心とした豪雨災害で、当地区も大打撃を受け、風車の管理道の崩れから泥の流出が、目の当たりに写りました。このように風車への環境が良くても災害復旧の心配までは行われていないのが現状だと思います。また、I ターンを始めせっかく人材を向え入れようとしたり、この村を愛して来てくれる若者も風車に囲まれた場所へは、魅力はないと聞いています。この事を考えると今回の風車には反対を致します。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	・山の保全 野生の生物のすみかがなくなり里にでてくるようになる。 木を切れば保水力が弱まり、土砂くずれの危険	現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	風力発電の設置により、騒音の影響が考えられるのがひとつ、風切音（高圧線等）が考えられる。又、作業道の設置による土砂崩れ等自然災害の増加、及び低周波等による生態系の変化等、短期のデータではわからない影響が考えられ又、景観的にも当地にはにつかわしくない。 以上の理由（その他にも考えられるが）により反対します。	ご理解が得られるよう、騒音、景観等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	1. 風力発電機からの低周波音や騒音による健康被害を訴える人が各地に続出していると聞いています。低周波音は風車の高さの 10 倍の距離ほど届くそうですので、今回設備予定の高さ 150m の風	騒音・超低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>車では少なくとも半径 1.5km が影響の範囲となります。一般的には影響の範囲は半径 2km にも及ぶとされていますが、3km でも事例はあるそうです。図面を見ると弥栄でも小坂・山賀・西河内・栃木・野坂にはこの半径 1.5km 範囲に民家が沢山あります。半径を 2km とすると対象の民家は膨大な数です。</p> <p>多くの住民が危険にさらされるこの事業計画は断じて受け入れる事はできません。10 数年先、数十年先に健康被害が発症しても事業者は勿論、国や自治体も責任は取らず助けてはくれないでしょう。人体に影響の無い条件を満たす他の候補地を捜していただきたい。</p>	<p>後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>
99	<p>2. 畑で使う背丈にも満たない風車（かざぐるま）でさえモグラや野鼠は逃げていきます。ましてや山の中で巨大な風力発電機が騒音と振動と夜間の光を放したなら、大きな動物とて棲み処を追われ、必ずや農地・家庭菜園へと出没して来るでしょう。動物への影響とその動物による被害も強く懸念されます。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p>
100	<p>3. 弥栄町には29基？もの風力発電機が南の弥畝山に立ち並んでいる上に、更に北の山にまで増設されては息が詰まる思いです。大自然の景観をこれ以上壊さないでいただきたい。</p>	<p>稜線上に並ぶ風車景観について、圧迫感等の観点にも配慮し、影響を極力低減するための方策を検討してまいります。</p>
101	<p>4. 又、弥栄町には四方に4基（5基？）のダムが建設され、自然エネルギーには充分過ぎる貢献を果たしています。狭い弥栄町ばかり酷使しないでいただきたい。</p>	<p>環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>
102	<p>5. 説明会や意見書提出は設営されていますが、住民の方々には高齢や交通の面で説明会には出席できなかったり、意見書は文章書きが苦手で書きづらい方もあり声を出せない人は多くおられます。意見書の数だけが反対意見だと決して思わないでいただきたい。</p>	<p>意見書の数以上の反対意見があることを肝に銘じ、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民が慣れ親しんだ景観が損なわれる。 ・バードストライク等の野鳥への影響。 ・事業における伐採・土地改変に伴う水質汚濁。 <p>以上の事項をデメリット要因と考え、同意し得ない。</p>	<p>・バードストライクについては、現地調査結果に基づき、年間予測衝突数を算出するなど、定量的な影響予測につとめてまいります。</p>

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	<p>風力発電は風の力を電気エネルギーに変換するもので、風が吹く限り資源が枯渇する事はなく、また有害物質を排出しないというメリットがある一方で、あくまで自然の力であり、発電力は不安定で常に一定量の電力を供給される訳ではない。</p> <p>また、ブレードの回転による騒音が発生し、近隣住民の生活に迷惑がかかり、静かでのどかな弥栄町の良さを失ってしまう可能性が非常に高い。風車の設置場所を限定されるという点から弥栄町が選ばれたのかもしれないが、人工的な風車が立つ事でたくさんの豊かで美しい自然の景観を損ねる様な事があってはならない。</p>	<p>ご理解が得られるよう、騒音、景観等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	以上の理由により弥栄町への風車の設置に反対します。	
--	---------------------------	--

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	風車を作る過程そのものが環境破壊。三隅火電2号の建設も決まり、電力不足の心配もないのになぜ風車を作るのか。すでに弥畝に作られているのに、更に作る必要はない。水道、山の崩落、人体被害等、メリットは何ひとつない。	本事業では、中国電力への売電を目的として事業を行います。電力の安定供給に寄与する目的、ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	現状の風車からの住民の不安、(音)(光)電磁波の問題 野獣の移動 自然破壊・災害等	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	率直に申し上げて弥栄の風力発電所の新規増設には反対です。 理由としてはまず現在の弥栄の良さである自然や景観が壊れる事、生態系が壊れる恐れがあります。 又低周波の連続による身体への影響も心配ですし近くの同様の工事では川の水が濁って水質が悪くなったとの話も聞きデメリットばかりで地元のメリットはないように感じております。 以上のことから風力発電所の設置には断固反対します。	ご理解が得られるよう、動植物、生態系、景観等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	昭和58年の大水害の後、砂防ダム工事が進められそれに伴い山の土砂を切って、作業用道路が作られた。その後、雨が降るたびに、道路が水路となり、流れ出ました。県道の土砂止めの石垣に流入し、崩落し、大量の濁り水が水田の水に利用する川に流れました。この様に山の形を変れば、災害は必ず起ると思っています。今までに、風車、送電線の鉄塔が設置され、もうこれ以上の自然破壊は許されません。 この土地を守ってこられた、先人為、後世代の為に。	ご理解が得られるよう、水の濁りの影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
109	浅間山に変化は下流に多く変化が水 風・すべて住民に多く変化が現れる。 やっとな山が大きく木が大きくなって、過去に水害が有った事を思い出すべきだ。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 65)

No.	意見の概要	事業者の見解
110	提出させて頂いている住民からの意見についてですが、「準備書にとりまとめて公表します。」と	ご意見、ありがとうございます。今後の説明会を開催する際に参考にさせていただきます。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>なっていますが、住民からの意見は別紙にて説明会で事前配布して頂けないでしょうか。そのようにして頂くことで、住民間での質問や意見の重複を防ぐことができます。</p> <p>御社の方針で「地元地域の皆様に受け入れられる発電所開発及び運営を実施していく」という、住民に対して向き合い、お互いの相互理解を大切にされているのであれば、その程度の事はして頂けるのではないかと期待しています。</p>	
111	<p>環境評価項目についてですが、調査と評価は御社が行うのでしょうか？それとも外部の専門機関が行うのでしょうか。また、その結果については公開されるのでしょうか。公開されないのであればその理由は何でしょうか？</p>	<p>調査、予測及び評価は、一般財団法人日本気象協会に委託して実施します。その結果については、環境影響評価準備書において公開するとともに、その内容についての説明会を開催します。</p>
112	<p>第2回の説明資料によると、風車の影の予測(P37)でシャドーフリッカーについて調査が期間中に1回となっていますが、この期間は1週間ですか？1ヶ月ですか？1年ですか？どの程度の期間を予定されているのでしょうか？季節により太陽の軌道が変化することを考えれば最短で1年の期間で複数回行わないと調査にならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>風車の影の現地調査は土地利用の状況及び地形の状況が適切に把握できる時期に1回実施します。ご指摘のとおり、風車の影のかかる範囲は太陽の軌道等により季節により変化しますが、太陽の高度・方位については現地調査による確認では無く、シミュレーションにより把握いたします。</p> <p>現地調査では各調査地点の土地利用、建物の配置、植栽等の状況を把握します。</p>
113	<p>第2回の説明資料によると、周布川への影響の程度を予測する(P36)となっていますが、下流域で農業用水等として川の水を利用している地域住民への説明会は考えていらっしゃるのでしょうか？</p>	<p>周布川の直截の改変は行わない計画であり、影響は小さいと考えております。ご指摘いただいた内容は、今後の説明会を開催する際に参考にさせていただきます。</p>
114	<p>森林伐採や山の斜面を削る工事などが原因で川が濁り水質の変化などで農業用水などに影響が出たらどのような対応をされるおつもりなのかを教えてください。現在ウィンドファーム浜田に関連した地域の河川では水が濁るが適切な対処対応してもらえないという住民意見を耳にしています。</p>	<p>工事の際には、土砂の流出や濁水流出を防止するため、沈砂池や土砂流出防止柵を設けるなど、適切な保全措置を講じてまいります。また、工事中、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて適切な環境保全措置を実施いたします。</p>
115	<p>低周波が原因で山に住む動物たちの生息域が変わるという話を聞きますが、現在山の中に住んでいる熊や猪の生息域が変わり、里山に近づき田んぼや畑の被害が出るかもしれないと考えているのですが、御社ではどのようにお考えでしょうか。平成30年2月の環境影響評価方法書では事前に回避、低減処置を取ると書かれていますが、風車稼働後に問題が発生した場合にはどのような処置や処理をするつもりなのか、御社の考えを教えてください。</p> <p>調査前の現段階で具体的に考えていないというお答えであれば、これだけ大規模な工事を計画しているにも関わらずリスクマネジメントが出来ていないと解釈せざるをえません。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に対応してまいります。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。</p> <p>風車稼働後に問題が発生した場合には、原因を調査し、本事業に起因していることが明らかになった場合には、事業者として責任を持って対応します。</p>
116	<p>風力発電で問題提起されている低周波音の問題に関してですが住民が体調等、不調を訴えたときに、問題提起されているほとんどの地域での行政や業者の対応が「医学的、科学的根拠がない」となっている事が多いようです。しかし、それまで何の問題もなく生活してきた住民が風車建設後に不調を訴えたとなると、発電用風車が起因になっていると考える事が自然な流れだと思います。この低周波に関する体調不良は不定愁訴と言われ精神疾患の一つにされていることから原因が特定できないとされている事も「医学的、科学的根拠がない」と行政や業者が苦情を交わす一つの手段</p>	<p>低周波音については、国が公表している基準等と照らし合わせながら、現地調査、予測及び評価を行い、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。そして、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>になっていると考えているのですが御社も苦情が出た場合には同様に言われるのでしょうか？言い訳をされる事なく、直ちに稼働を止めて場合によっては撤去などあるのでしょうか？既に稼働している江津の住民からは体調不良の話を耳にしています。</p>	
117	<p>20Hz 以下の低周波音は一般人には人には聞こえないが遠くまで届く音と言われています。(象同士の会話は 20Hz の音で交され、その会話可能距離は 10km とも言われています。)今回、雲城山は予定地から除外されましたが、他予定地に風車が建った場合の影響を心配しています。風車が建った場所から低周波音(100Hz 以下)が空気中での程度まで拡散(km)するのか、又、山々で音が跳ね返ったときに音が増幅したりすることはないのか等、予測データを教えてください。</p> <p>調査前でデータはないと言われるかもしれませんが、御社の現段階での見解でもかまいません。</p>	<p>超低周波音については、現地調査により現況を把握します。また、風車から発生する超低周波音の予測に際しては、騒音の予測方法とは異なり、空気吸収や回折減衰を考慮しないで予測を行います。そして、現地調査結果と風車からの超低周波音を合成して、将来の超低周波音を予測し、その結果と国が公表している基準等と照らし合わせ、適切に評価してまいります。</p>
118	<p>既に発電用風車が建設されている外国や日本各地の多くで低周波音が問題になっているのですが、稼働中の発電用風車本体はどの Hz をどの程度の dB で出しているのでしょうか。既に稼働中の風車から測定されたデータを教えてください。</p> <p>稼働後の調査もされていると思いますのでデータが無いという事は考えにくいです。公表できないとなると住民説明会には都合が悪いと判断せざるをえません。</p>	<p>風力発電機周辺における低周波音については、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて、環境研究総合推進費の公募型研究「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」(研究代表者：橘秀樹)において、全国規模で行われています。これによると、全体的な周波数特性としては、低周波数から高周波数にかけて-4dB/オクターブの傾斜に近いことが示されています。</p> <p>今後、本事業における低周波音の影響については、本事業で用いる適切な風力発電機の発生源のデータを使用して予測を行い、適切に評価してまいります。</p>
119	<p>そもそも浜田市は海に面しており、海沿いのほうが開発、整備が進んでいます。その点から考えて、何故未開の山の中を候補地にされたのでしょうか。工事用道路の建設や搬入、山の中の調査は海沿いに比べてコストが無駄に多く掛かると考える事が自然なのですが、そう考えると行政から指示や指定であったのではないかと思うのですがいかがでしょうか。教えてください。</p>	<p>今回の対象事業実施区域は、風況が良いこと、環境への配慮、事業の採算性等を総合的に考慮し選定いたしました。特に行政等からの指示、指定はございません。</p>
120	<p>雲城山への建設予定はなくなりませんが、近隣地域(弥栄、長見、噂では旭)に風車が建設された場合、産業になっている豚や鶏、乗馬クラブの馬などの動物に体調変化(ストレスによる不眠や食欲不振)が起きた場合、事業者への保障はあるのでしょうか。もし、建設場所によって、その心配はないと考えているのであれば、医学的、科学的根拠を元にその理由を説明して下さい。</p>	<p>環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします</p>

(意見書 66)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	<p>私は、25 歳の男性です。私は、この弥栄に昨年新居を建て嫁と子供と住んでいます。市内に新居を建てなかった理由は、自分を育ててくれた“自然”を子ども達にも伝えていきたいと思ったからです。しかし、この度の風力電力事業には、納得しがたいところがあります。まず、既に風車が建設されているのになぜ増やすのかというところです。以前、風車を建設する事が出来たからでしょうか。今回の予定地と私の家は、差程離れてはいません。風車による人体への影響は、明確になっていないはずで、自然の心地よさをもとめる私達家族にとって目をつむる事は出来ません。今、</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>電力が不足していないはずで。そして何より森を伐採し、動物の生活環境を崩す事が許せません。近年、山の食べ物が不足し人里へ降りてくるのが現状です。その時、その場所が問題ではなく、私達の住む集落や山全体に影響があると思います。若い人間が少なくなりつつある町ではありますが、これから生涯住む地域を守って伝えていく立場になる為、断固として反対します。一若者の意見として受諾して頂く様願っております。</p>	
--	---	--

(意見書 67)

No.	意見の概要	事業者の見解
122	<p>この度は、風力発電を建設するという事で反対意見があります。1つは、私達の住んでいる地域の環境破壊になるからです。もうすでに、風車があるので、これ以上また自然を壊すような事はやめて頂きたいです。</p> <p>メリットもあると思いますが、私達にとってはデメリットの方が大きいのでとても不安です。2つ目は、音です。のんびりと皆さん過ごしておられるので、音がするのは困りますし私も嫌です。</p> <p>これから先、家族と安心して過ごすためにも、反対させていただきます。</p>	<p>ご理解が得られるよう、騒音等の環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 68)

No.	意見の概要	事業者の見解
123	<p>弥栄の自然環境が唯一の観光資源と言っても過言ではないと思っている。</p> <p>私共が取り組んでいる各種のイベントも弥栄の自然なくして人を呼び込むことは不可能である。</p> <p>一度破壊した自然は簡単には取り戻せない。一時の、一部の人たちの収入のためにこの自然と環境をこわしてしまうことには大反対である。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 69)

No.	意見の概要	事業者の見解
124	<p>浅間山は古くからこの地域では安産の神様として、子供が産まれる家庭では母親が祭りの日には登っていました。又春になると雪どけ水で豊かな水を利用しておいしいお米を作る。春や秋には山菜を頂き、その様に親しんで来た山を変えていくのは残念です。私は反対です。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 70)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	<p>原発は絶対反対です。これは大前提です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国内での電力は足りている。立てる必要がありますか？ 不足しているところの屋上にでも？立てて下さい。 ●自然にも良くない。弥敷にクマの出没の頻度が多くなった。出没時期も今までと違う。データが無いと逃げないで下さい。 ●身体にも良くない。音で眠れないそうです。弥敷の風車で門田の人が言っていました。生理的なデータが無いと言わないで下さい。実際に感じた人がいます。 ●先の鋭った風車は景観に悪い ●倒れることがある ●休んでいる事が多い。本当に役に立っている 	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>の？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●耐用年数での交換、メンテナンスに高額な費用がかかるのでは？それが我々の電気料に反映する？ ●そもそもあの巨大な風車が必要な理由がありません。 	
--	--	--

(意見書 71)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	<p>弥栄の自然、風景、景観、環境がわるくなる。ふるさと体験村や、農家、民宿など、弥栄町へ観光客が少なくなり民宿は休業して、となり町へ行った人もいる。</p> <p>弥栄町に五ヶ所のダム、風力発電も有る。今以上に風車を作ることは、反対する。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 72)

No.	意見の概要	事業者の見解
127	<p>すでに、弥栄・金城に設置されていて、自然・(動物)・人に対して影響が出てると聞こえてきます。中国山地の近くの山々に設置され、使用后、耐久がなくなった後あと責任をもって撤去してもらえるのか不安です。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、撤去費用も事業計画に含み計画しております。</p>

(意見書 73)

No.	意見の概要	事業者の見解
128	<p>必要ない</p> <p>景観が損なわれる</p> <p>鳥獣への影響が心配</p>	<p>ご理解が得られるよう、景観への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p> <p>動植物については現地調査を実施し、鳥類や哺乳類等の生息状況を把握した上で、適切に影響を予測してまいります。</p>

(意見書 74)

No.	意見の概要	事業者の見解
129	<p>鳥獣への影響が心配される</p> <p>景観が損なわれる</p>	<p>動植物については現地調査を実施し、鳥類や哺乳類等の生息状況を把握した上で、適切に影響を予測してまいります。</p>

(意見書 75)

No.	意見の概要	事業者の見解
130	<p>鳥獣への影響が心配される</p> <p>景観が損なわれる</p>	<p>動植物については現地調査を実施し、鳥類や哺乳類等の生息状況を把握した上で、適切に影響を予測してまいります。</p>

(意見書 76)

No.	意見の概要	事業者の見解
131	<p>絶対に建設について反対します。</p> <p>良い面もあるかと思いますがやはり住んでいる者にとっては不安要素が多く、認めることはできません。</p> <p>(音、動物が近くに出て農作物を荒すという状況が増えると思われる)</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 77)

No.	意見の概要	事業者の見解
132	<p>防音の問題。</p> <p>獣等の住む場所がうばわれ民家に近よって来る心配。</p>	<p>現地調査においては、風力発電設備等が設置される可能性がある尾根部やその周辺部も含め、野生動物の生息状況も記録いたします。また、風力発電機の稼働と害獣の行動に係る知見は現時点では認められませんが、今後も最新の知見の収集に努</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		め、適切に対応してまいりたいと考えております。加えて、事業実施による山地の改変についても、施工方法等を工夫するなどし、改変される面積を最小化させる等、極力影響が低減されるよう努めてまいります。
--	--	--

(意見書 78)

No.	意見の概要	事業者の見解
133	説明会等も集落でおねがいしたい。高齢者は、地区だけではむずかしい。メリット、デメリットをしっかりと聞きたい。一方的におし進めるのは、どうかと思う。	ご指摘いただいた内容は、今後の説明会を開催する際に参考にさせていただきます。

(意見書 79)

No.	意見の概要	事業者の見解
134	反対します。 地元にはデメリットしかないと思います。 例えば、UI ターン者を募っている政策をしているのに、そのマイナス要因になるであろう風車を建てるのは、I ターンはおろか、U ターンですら減らす可能性があります。 本当に風車を建てたいなら、まず、東京のビルの高い所から優先して建ててみてはいかがですか？ 話はそれからです。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 80)

No.	意見の概要	事業者の見解
135	原子力発電の代替エネルギーとして、本件風力発電等自然エネルギーの活用は不可欠と思われるが、自然環境、生活環境の変化について十分調査、研究がなされたのか疑問である。既設の発電施設での継続調査及び地元住民の健康調査等のデータ解析をもとに、地元住民に説明願いたいものである。	今後、調査及び予測を行い、自然環境、生活環境の変化について確認してまいります。 ご指摘いただいた内容は、今後の説明会を開催する際に参考にさせていただきます。

(意見書 81)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	弥栄にはもう既に風車がある。 人口が少ないからといって弥栄を狙い打ちのようなことをしてほしくない 弥栄に風車はいらない	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 82)

No.	意見の概要	事業者の見解
137	御先祖様から代々血と汗で守ってこられた貴重な土地です。私も總てをかたむけて、子孫の為に我を忘れました。住み難くなる事がわかっているのに、なぜ作るのですか。 大反対です。止めて下さい。 絶対反対です。 農民を追い出し、農業を絶やす事は絶対反対です。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 83)

No.	意見の概要	事業者の見解
138	美しい景色を守っていききたい やめてください	景観については、文献調査、現地での写真撮影等を行い、十分な現況把握を行います。また、その結果を元にフォトモンタージュを作成することにより景観の変化を予測・評価し、景観への影響

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。
--	--	----------------------------------

(意見書 84)

No.	意見の概要	事業者の見解
139	建設やめて！ 健康被害が心配。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 85)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	ながい間山のふもとで暮らし環境や自然がくずれ色いろと問題が出てくるとおもう、反対いたします。 なれしたしんだ自然がだいすきです。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 86)

No.	意見の概要	事業者の見解
141	自分がこの年まで生きられたのは今の環境が良いから。ヒ孫も元気で今の環境で育てほしい。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 87)

No.	意見の概要	事業者の見解
142	風力発電事業は環境に大きく変化が有り、この山を決して変化させる事は地域を変化させる事と成る。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 88)

No.	意見の概要	事業者の見解
143	建築によって出る利益、不利益について住民に対し、十分な説明が行われていません。興味有無に関わらず、必ず住民の目に入る形で説明を行うべきです。	今後も随時説明会を開催し、皆様のご理解が得られるような事業計画を検討してまいります。

(意見書 89)

No.	意見の概要	事業者の見解
144	環境に大きな影響が出ると思いますので建設には反対します。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 90)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	自然を大切にしてほしいから、あまりたてないでほしい気持ちはあります。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 91)

No.	意見の概要	事業者の見解
146	風力発電について全くの反対意見をもつものではないが、その発電現場が環境をこわしたり、その地域の住民の健康被害にかかわる様な不都合が生じるおそれのある場合はその地域での設置には反対である。	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。

(意見書 92)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	反対します その理由は	ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討して

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	<p>ご老人たちの心を大切にしてください。 昨今、高齢者の認知症のケアで、回顧がかなり有効であると言われております。 生まれ育った山を仰ぎ見て、若かりし頃、元気に働いていた頃に心を馳せませす。 心の糧だった山々に無機質な風車が林立していたのでは、失望するばかりかと思えます。</p>	<p>まいります。</p>
--	--	---------------

(意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
148	<p>自然破壊につながるような事になるので反対します。 原子力発電も使用し、さらに風力発電で環境をこれ以上こわさないようにしてほしい。 弥栄は自然が一番美しいところ。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 94)

No.	意見の概要	事業者の見解
149	<p>国が定めた基準どおり進められていると思うが、まず、風車の存在が環境破壊であり人体影響も確定されていない中、町内への建設は大反対である。すでに弥敷山にも建設し、これ以上、作ってもらっては困る！！住めなくなる！！</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
150	<p>環境破壊につながるのはいくないので反対します。</p>	<p>ご理解が得られるよう、環境への影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 96)

No.	意見の概要	事業者の見解
151	<p>体への影響が気になる。もう弥栄に建てないでください。</p>	<p>稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 97)

No.	意見の概要	事業者の見解
152	<p>風力発電はこの 10 数年のうちで各地で設置されているが、どのような影響があるかは、まだ完全にはわかっていないのが実情だと思う。一度破壊された自然はもう二度と元にもどすことは出来ない。また、人体への影響は個人の感じ方により千差万別ではあるが、少なくとも苦痛を感じる人がいるのは確かなことである。たとえ調査の評価で問題無しと判断が出て、それですべて OK というわけにはいかない。実際に何か被害があった時に一番困るのは貴社ではない。そこに住んでいる私たち住民である。この先の何十年、孫の代までの責任を考えた場合、今回の発電設備の設置には断固反対する。</p>	<p>稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p>

(意見書 98)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	<p>きれいな山に風車が立ち並ぶことの違和感を考えてみて下さい。何百年もかかって出来上がった壮大な自然には人間の手がかわってはいらないと</p>	<p>稜線上に並ぶ風車景観について、違和感等の観点にも配慮し、影響を極力低減するための方策を検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	思います。	
--	-------	--

(意見書 99)

No.	意見の概要	事業者の見解
154	景観が損なわれるのでは？	景観への影響がどの程度あるか、調査を行い、予測評価いたします。その上で影響を可能な限り小さくするような方策を検討いたします。

(意見書 100)

No.	意見の概要	事業者の見解
155	今福の居住地から唐倉山付近の風車が視野に入ると思われますので、フォトモンタージュを作成してその結果を公表すること。 「景観に関する影響」について	今福付近の居住地からも景観の調査地点を選定することを検討いたします。近傍の居住地も調査地点として選定のうえ、フォトモンタージュを作成し、結果を公表いたします。

(意見書 101)

No.	意見の概要	事業者の見解
156	金城町今福から唐倉山、畑付近の風車が見えるようになるのか。 その状況を公表すること。	今福付近の居住地からも景観の調査地点を選定することを検討いたします。近傍の居住地も調査地点として選定のうえ、フォトモンタージュを作成し、結果を公表いたします。

(意見書 102)

No.	意見の概要	事業者の見解
157	雲城山エリアが対象外になったことは幸いです。しかし、唐倉山への設置は、シャドーが雲城地区へ影響すると思われます。モンタージュ及び縦断図を作成され証明して下さい。	風車の影については縦断図ではないですが、太陽の高度・方位及び風力発電機の高さ等に加えて地形を考慮した影響時間及び影響範囲のシミュレーションにより、定量的に予測いたします。 また、風車の影は風力発電機の見えない位置にはかからないため、風車の影のかかる範囲の住宅等において、必要に応じてモンタージュを作成し、風力発電機設置予定位置方向の視認性を把握いたします。

(意見書 103)

No.	意見の概要	事業者の見解
158	設置する場所がかぎられ、設置したさい、弥栄の山や田んぼの景観を損ねてしまいます。 また、風力の発電のさい発生する騒音もまた、1つ問題だと思われます。 弥栄のきれいな野山や田んぼの緑の景色がくずれてしまうのはとても惜しまれます。 メリットがあると思われますが、デメリットの方が大きいと感じるため、風力発電設置は賛同しかねます。	弥栄の野山や田畑等の景観への影響について配慮し、影響が生じるとされる場合には、影響を小さくするような方策を検討してまいります。

(意見書 104)

No.	意見の概要	事業者の見解
159	静かな場所に騒音がする物を持って来ないでほしいと思う。景観も崩れ、この場所の良さが伝わらない。やうね山に立っている風車も遠いし騒音は気にならないが、景色が変わっている。原子力を減らすわけでもなくどっちつかずの状態です。自然を壊すような事をするな。(原子力を無くして行く方向なら話は別だが)	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 105)

No.	意見の概要	事業者の見解
160	騒音・低周波音について発電設備の近隣を中心	騒音・超低周波音については、国が公表してい

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

<p>に地域住民が健康被害の苦情等を訴える問題が生じている。例えば、2000kW の風力発電設備 11 基が一列配置と仮定し、発電所からの距離・騒音レベルの関係を従来の予测试算では (45dB) の騒音環境基準を満す距離は概ね 300～600m 位し、環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室が実施したヒアリング調査では発電所から 1km 以上離れた場所に居住している住民からも眠れなくなった等の苦情事例を発表している。</p> <p>①今回の設備は 4500kW 級 12 基で一列配置と異なり“複合的な音の広がり”が予測される”事から調査範囲は配布資料 30P の可視領域の全て「七条、下来原、上来原」の地点調査が必要でありその距離は 3km の範囲で行う事を求める。</p> <p>②同地区は米軍機の練習訓練が行なわれるので、その音響との兼合も含め調査をする必要がある。</p> <p>③風況・地形・地表面等の効果が適切に反映され周辺住民の安全、安心が守られる調査 (2 季それぞれ 3 日間) では住民の納得を得る調査結果は得られず予測方法及び範囲、(昼夜の時間帯及び 4 季) 実施方法の工夫を！！</p> <p>気圧変化で体調をくずす人が居る事を十分に考慮し調査範囲の拡大 (低周波 etc)、季節要因、昼夜の調査も不可欠。</p>	<p>る基準等と照らし合わせながら、影響を可能な限り回避又は極力低減できる配置を検討いたします。また、稼働後に問題が発生した場合、現状を調査し、専門家等から意見聴取を行った上で、必要に応じて稼働調整等の適切な環境保全措置を実施いたします。</p> <p>①七条、下来原、上来原よりも、より影響の大きいと考えられる地点 (騒音 7) において適切に調査、予測及び評価を行います。</p> <p>②騒音・低周波音の調査の際には、米軍機の影響についても確認いたします。なお、予測・評価に際しましては、米軍機や風力発電機と米軍機の複合影響の評価基準がないため、評価は困難だと考えておりますが、新たな知見が出てまいりましたら、それを踏まえた予測・評価を検討いたします。</p> <p>③風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル (環境省、平成 29 年 5 月) を参考に、年間の代表的な風況における残留騒音が把握できる 2 季としました。また、同マニュアルを参考に、3 日間の測定を実施することとしました。</p>
--	---

(意見書 106)

No.	意見の概要	事業者の見解
161	地元にメリットの無い物に反対します。	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 107)

No.	意見の概要	事業者の見解
162	弥栄に風車はいらない。	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 108)

No.	意見の概要	事業者の見解
163	はんたいします	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 109)

No.	意見の概要	事業者の見解
164	環境破壊になるので反対です	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

(意見書 110)

No.	意見の概要	事業者の見解
165	反対します	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できる事業計画を検討してまいります。

○日刊新聞紙における公告

山陰中央新報、朝日新聞（大阪本社版及び島根全県版）、読売新聞（大阪本社版及び島根全県版）（平成30年2月9日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき（仮称）島根風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社NWEI09インベストメント
代表者の氏名 代表社員日本風力エネルギー株式会社
職務執行者アダム・ベルンハード・パリーン

事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
虎ノ門タワーズオフィス十四階

二、対象事業の名称（仮称）島根風力発電事業

種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力最大五万四千キロワット

三、対象事業実施区域 島根県浜田市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 島根県浜田市

五、縦覧の場所・時間 浜田市役所環境課、浜田市役所金城支所、
浜田市役所弥栄支所

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://nwe-09-wind.co.jp/>

期間 平成三十年二月九日(金)から
平成三十年三月十二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成三十年三月二十六日(月)までに

お問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、石見公民館長見分館（島根県浜田市長見町九五六一）
二月十三日（火）十八時三十分より

二、弥栄会館（島根県浜田市弥栄町長安本郷五四四一）
二月十四日（水）十八時三十分より

三、みどり会館（島根県浜田市金城町下来原一七一）
二月十七日（土）十八時三十分より

八、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社
〒一〇五・〇〇〇一 東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号

虎ノ門タワーズオフィス十四階
電話〇三(六四五二)九四一〇（担当）坂入

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報はまだ 2 月号

くらしの情報広場

制度やくらしに関する行政からのお知らせです

安全安心

浜田市防災等出前講座を行っています

市では、防災や防犯への理解と関心を深めてもらうために、防災対策や防犯対策について講演をしています。

対象 市内に在住、在勤又は在学する、おおむね10人以上の自治会・事業所・学校・団体

時間 1時間程度

料金 無料

※ 会場費などは、団体で負担してください。

講師 市又は関係機関の職員

申込方法 受講希望日の約1か月前までに市役所安全安心推進課又は各支所防災自治課に相談し、申込書に必要事項を記入してください。

安全安心

浜田市防災等出前講座

- ・ 浜田市の防災全般
- ・ 地域での防災訓練支援
- ・ そのほか申込者の希望で対応可能なもの など

※ 講座内容など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先
本庁安全安心推進課防災安全係 (☎09122)

生活・環境

(仮称) 島根風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 島根風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧を行うとともに、「意見を募集します。」

対象事業 (仮称) 島根風力発電事業 (風車12基程度)

事業者名 NWE・09インベストメント

事業区域 長見町・金城町・弥栄町ほか

縦覧期間 2月9日(金)～3月12日(月)

縦覧場所
・ 市役所環境課
・ 市役所金城支所・弥栄支所
・ 市民福祉課

問い合わせ先
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
※ NWE・09インベストメントホームページでも閲覧いただけます。
<http://nwe09-wind.co.jp/>

意見・質問の提出方法
住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を(記入の上、縦覧場所に設置の意見箱、又はお問い合わせ先に郵送してください)。

※ 郵送の場合は、3月26日(月)当日消印有効です。

※ 電話による意見・質問はお受けできません

説明会
環境影響評価方法書の内容について、説明会を開催します。

産業・地域活性化

農業用廃棄農薬の回収を実施します

JAしまねいわみ中央地区本部では、廃棄すべき農薬の回収を次のとおり実施します。

日時 2月22日(木)
午前9時～午後3時

場所 最寄りのJA宮農経済センター

料金 1kg(風袋込み)あたり480円(税込み)

※ 当日は、印鑑を持参してください。

問い合わせ先
・ JAしまねいわみ中央地区本部 (☎08823)
・ 各JA宮農経済センター

子育て

在宅児フツ素塗布を実施します

歯科検診・フツ素塗布(歯ブラシに液をつけて塗布します)・むし歯予防の話をします。

対象 浜田市に住所がある1歳以上の在宅幼児

※ 保育所(園)・幼稚園で実施している場合は、園で受けてください。

日時 3月15日(木)

受付 ①午後1時30分～2時
②午後2時～2時30分

※ ①又は②を選択し、電話で申し込んでください。

場所 総合福祉センター

産業界

長見地区説明会

日時 2月13日(火)
午後6時30分～8時

場所 石見公民館長見分室

弥栄地区説明会

日時 2月14日(水)
午後6時30分～8時

場所 弥栄会館

金城地区説明会

日時 2月17日(土)
午後6時30分～8時

場所 みどりいかん大集会所

問い合わせ先
日本風力エネルギー㈱
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28
虎ノ門タワーズオフィス14階 (☎03-6452-9606)

子育て

在宅児フツ素塗布を実施します

歯科検診・フツ素塗布(歯ブラシに液をつけて塗布します)・むし歯予防の話をします。

対象 浜田市に住所がある1歳以上の在宅幼児

※ 保育所(園)・幼稚園で実施している場合は、園で受けてください。

日時 3月15日(木)

受付 ①午後1時30分～2時
②午後2時～2時30分

※ ①又は②を選択し、電話で申し込んでください。

場所 総合福祉センター

安全安心

生活・環境

住宅

産業界

地域活性化

税務・納税

子育て

健康・福祉

保険・医療

人権

教育・文化

スポーツ

15 広報はまだ：平成30年2月号

- 33 -

当社のホームページ

(1) トップページ

※平成 30 年 2 月 9 日より掲載

合同会社NWE-09インベストメント

会社情報 事業案内 **ニュース** 連絡先

ニュース

2018年

- 2018年2月09日 (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)
- (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

2018年2月08日 (仮称) 鳥根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)

(仮称) 鳥根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

(仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について
[記事詳細へ](#)

(仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

保護中: (仮称) 紀の川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
[記事詳細へ](#)

(仮称) 鳥取風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

2018年

2017年

(当社のホームページ)

(2) 環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ



合同会社NWE-09インベストメント

会社情報 | 事業案内 | ニュース



(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、島根県知事及び浜田市長へ送付しました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

- 方法書の縦覧について

縦覧場所：
浜田市役所環境課
浜田市役所金城支所
浜田市役所弥栄支所

縦覧期間：
平成30年2月9日（金）から平成30年3月12日（月）まで
（土、日、祝祭日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：
役場の開庁時（土・日・祝日を除く）

縦覧方法：

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、閲覧用紙及び意見書箱を設置いたします。

閲覧用紙の記入：
環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

- インターネットによる縦覧

以下の理由により、縦覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定としております。

- 配慮書の著作権保護のため（調査データを流用防止のため）
- 出典元の著作権保護のため
- 不正な改ざんを行い、それを公開されることを防ぐため

最近の投

- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 鳥取西部事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ (仮称) 鳥取西部事業 環境影響評価方法書の縦覧について
- ▶ 保護中：(仮称) 鳥取西部事業 環境影響評価方法書の縦覧について

上記セキュリティ設定に伴い、**internet explorer(IE)のみ**で閲覧可能です。
(chrome、edge、firefox他ブラウザでの閲覧は出来ません。)

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）
 - 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）
 - 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
 - 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
 - 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 第7章 その他環境省令で定める事項
 - 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 要約書

●意見書の送付について

「（仮称）島根風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：平成30年2月9日（金）から平成30年3月26日（月）まで
（郵送の場合は3月26日消印有効）

○郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 坂入 宛

ご意見記入用紙は[こちら](#)よりダウンロードください。

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 田中
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

(当社のホームページ)

(3) 環境影響評価方法書の説明会開催に関するお知らせ



(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

投稿日：2018年2月8日

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書」を平成30年2月8日付で経済産業大臣へ届出、島根県知事及び浜田市長へ送付しました。

環境影響評価方法書や事業概要について、以下のとおり説明会を行いますので、お近くの会場にお越しください。当日ご都合がつかない方は、他の会場での説明会にも参加可能です。

●住民説明会の開催を予定する場所・日時

1. 石見公民館 長見分館（島根県浜田市長見町956-2）
2月13日（火）18時30分より
2. 弥栄会館（島根県浜田市弥栄町長安本郷544-1）
2月14日（水）18時30分より
3. みどり会館（島根県浜田市金城町下来原171）
2月17日（土）18時30分より

●お問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス14階
日本風力エネルギー株式会社 坂入
電話番号 03-6452-9410（土・日・祝祭日を除く、午前10時から午後4時30分まで）

最近の投

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 新温泉風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 島根風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の説明会について

▶ (仮称) 鳥取西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

○意見書 (様式)

「(仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)島根風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、次の問い合わせ先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス 14階
 日本風力エネルギー株式会社 宛

○意見書の提出期限 平成30年3月26日(月) [当日消印有効]

.....
意 見 書

平成30年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。